災害救助法の適用に伴う特別措置について

~流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害等により被害を受けられたご 契約者さま~

今回、令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる 災害等により災害救助法が適用された埼玉県内の被災者の皆さまに心からお見舞いを申し 上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまに対して、以下のとおり特別措置 を実施することを決定しましたので、お知らせします。

一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

1.保険料払込猶予期間の延長

● お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を最長6か月間延長いたします。

2.保険金の簡易迅速なお支払い

● お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

適用対象の自治体名および詳細の状況につきましては、以下ウエブサイトをご覧ください。

「災害救助法の適用状況:防災情報のページ - 内閣府」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

【ご相談窓口】

ご相談窓口:株式会社富山常備健康クラブ

ご連絡先:0120-108-014

受付時間:9:00~18:00(※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)